

山口県立きらら浜自然観察公園等
の指定管理者の選定に係る報告書

自然観察公園等指定管理者選定委員会

令和7年10月29日

山口県知事 村岡嗣政様

自然観察公園等指定管理者選定委員会

委員長 柴田 勝

山口県立きらら浜自然観察公園等の指定管理者の選定について

山口県立きらら浜自然観察公園等の指定管理者の選定に係る応募者の審査の結果について、自然観察公園等指定管理者選定委員会設置要綱第2条第1項第3号の規定に基づき次のとおり報告します。

記

1 選定の手順

審査基準や配点を予め決定の上、応募者の「事業計画書」及び「応募者に関する書類」について、資格要件の確認及び応募者の説明による事業計画のヒアリングを行った上で優先交渉権者として適格かどうかを審査した。

2 自然観察公園等指定管理者選定委員会の開催状況

(1) 第1回：令和7年8月22日（於：山口県庁）

- ・選定委員会委員長の選任
- ・ビジターセンターに係る指定管理者単独指定の方針の検討及び了承
- ・きらら浜自然観察公園の指定管理者の募集要項、審査項目及び配点の決定

(2) 第2回：令和7年10月22日（於：山口県庁）

- ・審査方法の決定
- ・応募者からの事業計画のプレゼンテーション及びヒアリング
- ・事業計画の審査
- ・優先交渉権者等に関する県への報告

3 審査の方法について

(1) 審査基準

以下の基準に基づき審査を行った。

- ア 事業計画書の内容が、自然観察公園を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、自然観察公園の効用を十分に発揮するとともに、利用者のサービス向上を図るものであること。

ウ 事業計画書の内容が、施設の管理運営に係る業務の効率化と経費の縮減を図ることができるものであること。

エ 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

(2) 審査項目及び配点

(1) の基準に基づき、以下の項目について審査を行った。

ア 基礎的審査項目

指定管理者の基本的事項として、以下の項目を「適」、「おおむね適」、「不適」の3段階で評価。不適の項目があれば、選考の対象外とする。

審査項目	審査の視点
利用者の平等利用	利用者の平等利用の確保や法令遵守等、公の施設として適切な管理運営方針が立てられているかを評価
人的体制	安定的な施設の運営を行うための人員配置や組織体制の整備、職員の労働条件の適法性を評価
収支計画及び指定管理料	指定管理料の設定額の妥当性や、施設運営に係る収支計画の妥当性及びその実現可能性を評価
経済的基礎	貸借対照表、損益計算書等から安定的な施設運営を行うための経営安定性を評価

イ 指定管理者選考に係る審査項目

審査項目	配点	審査の視点
施設運営上に係る基本方針等	4 5	・施設運営に当たり、利用者へのサービス向上、安全・安心、地域との協調、県などの関係機関との連携等を評価 ・設定目標の内容とその妥当性、取組方策の内容と実現可能性を評価
自然観察指導業務等に関する事業計画	4 5	・自然観察指導業務等に対する基本認識及び取組方針を評価 ・野生動植物、自然とのふれあい、自然観察指導、資料の収集展示、普及啓発等による事業計画の妥当性等を評価 ・施設の効用を十分に発揮し、魅力ある活動を行うことができるかを評価
野生動植物の生息環境の保全	2 5	・園内の野生動植物の生息状況・生息環境を随時把握し、それらを保全・改善するための事業計画の妥当性、実現性を評価
サービスの向上	2 5	・利用者の苦情や要望の把握、それらをサービスの向上に反映させる方法、サービス向上のための体制整備を評価 ・障害者や高齢者、外国人等の利用に係る体制整備を評価 ・利用料金制度や開館日等、利用者のサービスへの具体的な提案を評価
施設の適切な維持管理と経費の縮減	2 5	・園内施設の点検・維持管理に係る計画の妥当性を評価 ・維持管理業務の効率化と経費の縮減方策を評価
施設の管理運営等	3 5	・管理運営業務の効率化と経費縮減方策、環境負荷の低減について評価 ・職員の資質向上計画、自然観察指導業務経験者の活用など人材育成方策について評価 ・利用料金収入の確保について具体的な提案内容を評価
合計	200	

(3) 審査について

提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に、各委員が審査し、全委員の評価を集計した上で、優先交渉権者として適格であるか協議した。

4 審査結果

(1) 応募状況

1 団体から応募があった。

応募者：特定非営利活動法人 野鳥やまぐち

(2) 応募者の資格等の適合状況の審査

応募者の資格要件については、指定申請書に添付された官公署の証明書類及び関係書類の確認等により、要件に適合していることを確認した。

(3) 審査結果

評価の結果を基に協議を行い、全員一致で優先交渉権者として適格であると判断した。 ※審査結果等は、別表のとおり。

5 審査意見

(1) 講評

自然環境の保全と教育・地域貢献を高い水準で両立しており、安全・環境・教育・運営管理の各要素でバランスよく組まれた実現性の高い計画が立てられている。

多種多様な生物が生息する施設の特色を生かした自然環境学習の取組で、自然を守り大切にすることを次世代までつなげてくれることを期待する。

(2) 審査項目ごとの主な評価、意見

ア 基礎的審査項目

① 利用者の平等利用

- ・法令順守と安全管理体制に関して高い意識をもっている。
- ・障害者や高齢者にも配慮した対応計画となっている。
- ・来園者に対する具体的な観察指導があればなお良い。

② 人的体制

- ・自然観察指導員資格者など多様な人材が確保され、研修や外部団体との連携を通じた、職員の人材育成計画も充実している。
- ・新たな取組を行うにあたり、重要な仕事の取捨選択を行うことで、職員の過度な負担を減らす工夫をしている。

③ 収支計画及び指定管理料

- ・収支計画は収入・収支の均衡が図られており、実現可能性が高く、管理経費の妥当性が認められる。
- ・経費削減や自主事業による収入確保の工夫が見られ、収支改善に向けた取組が評価できる。今後は、さらなる収益増加に向けた取組の充実が期待される。

④ 経済的基礎

- ・長年の運営実績と助成金・自主事業の継続により、経費管理などを問題なく行うことができると考えられる。

- ・効率的な経費管理と地域連携を通して、持続可能な運営が期待できる。

イ 指定管理者選考に係る審査項目

① 施設運営上に係る基本方針等

- ・自然とのふれあい、環境学習、保全、人材育成、情報発信を中心に、利用者サービスの充実と安全・安心の確保を両立させた計画がなされている。
- ・他企業と連携した企画に大いに期待できる。
- ・海岸沿いにある公園であるため、津波、地震対策マニュアルの作成や、野外活動を行うにあたり、災害対応や緊急時の体制整備を含む安全計画の明確化が望まれる。

② 自然観察指導業務等に関する事業計画

- ・老若男女問わず利用でき、施設の特色を活用して自然の魅力を伝えるような企画がなされている。
- ・ボランティア団体や地域との連携を行う計画がなされている。
- ・活動の少ないエリアのさらなる活用を期待する。

③ 野生動植物の生息環境の保全

- ・環境省絶滅危惧種のような希少種の保全や環境の維持管理を通して、生態系の多様性を守る具体的な方策が立てられている。
- ・今後の気候変動に適応した生息環境の保全や改善に期待する。

④ サービスの向上

- ・利用者アンケートや運営協議会を通じて、来園者の意見を取り込んだ、改善方策を行っている。
- ・SNSや地元メディアを活用し、情報発信力を高めている。
- ・外国の観光客が増えているため、多言語表示を行うなど、これからの工夫が望まれる。

⑤ 施設の適切な維持管理と経費の縮減

- ・日常点検・法定点検を計画的に実施し、職員による軽微な修繕や省エネ運用など、効率的な維持管理が計画されている。
- ・地域の協力や直営管理の推進により、環境保全とコスト抑制を両立している。
- ・物価高騰に対する経費削減対策もあればなお良い。

⑥ 施設の管理運営等

- ・職員研修や資格者配置を通じて専門性を確保し、外部講習による園内人材の育成で質的向上を図っている。
- ・環境負荷削減のための省エネ、グリーン活動の推進も計画され、持続可能な管理運営体制が構築されている。
- ・収入の確保について、入館料の増加につながる利用者増加の方策に工夫を行うことが望ましい。

6 自然公園施設（ビジターセンター）に係る指定管理者の単独指定について

県から示された指定管理者の単独指定の方針に基づき、下表のとおり指定管理者を単独で指定することを了承した。

公の施設の名称	指定管理者の名称
山口県豊田湖ビジターセンター	下関市
山口県須佐湾ビジターセンター	萩 市
山口県秋吉台ビジターセンター	美祢市
山口県角島ビジターセンター	下関市

○単独指定の理由

以下の理由により、山口県自然公園施設条例第9条第7項の規定に基づき、ビジターセンターに係る指定管理者を公募によらずに指定する。

- (1) ビジターセンターは、地元自治体が管理する周辺の施設（野営場等）と一体的に管理運営されることにより、効用を高めている施設であること。
- (2) 地元住民と密接な関係にある地元自治体が運営することで、地域の実情に応じた施設の機動的な運営を図ることが可能であり、地域における自然環境に関する活動の拠点施設としての役割を十分果たすことができること。

7 選定委員会の委員構成

区分	氏名	役職等	摘要
委員長	柴田 勝	山口大学教育学部教授	学識経験者
委 員	上村 紀子	(一社) 山口県中小企業診断協会理事	経営の専門
委 員	片山 和典	周南市立八代小学校 校長	教育関係者
委 員	草野 隆司	やまぐち自然共生ネットワーク会長	自然活動団体代表
委 員	小林 知吉	山口県自然環境保全審議会委員(公募)	県民の代表

＜別表＞

1 審査結果

ア 基礎的審査項目

審査項目	適否	特定非営利活動法人 野鳥やまぐち
利用者の平等利用	適・おおむね適・不適	適
人的体制	適・おおむね適・不適	適
収支計画及び指定管理料	適・おおむね適・不適	適
経済的基礎	適・おおむね適・不適	適

イ 指定管理者選考に係る審査項目

審査項目	配点 (委員5名の合計)	特定非営利活動法人 野鳥やまぐち
施設運営上に係る基本方針等	2 2 5	1 9 6
自然観察指導業務等に関する事業計画	2 2 5	2 0 1
野生動植物の生息環境の保全	1 2 5	1 1 0
サービスの向上	1 2 5	1 0 5
施設の適切な維持管理と経費の縮減	1 2 5	1 0 7
施設の管理運営等	1 7 5	1 4 7
合計	1 0 0 0 点	8 6 6 点

2 応募者からの提案指定管理料（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む）

特定非営利活動法人野鳥やまぐち	2 9 1, 1 3 5 千円
-----------------	-----------------

※指定管理料の上限額 2 9 1, 1 3 5 千円

指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、県と指定管理者が締結する協定によって定める。